



# 確 約 書

令和 年 月 日

転 用 者 住 所 番地  
氏 名 ⑩

転 用 組 合 員 住 所 番地  
氏 名 ⑩

耕 作 者 住 所 番地  
氏 名 ⑩

## 寺谷用水土地改良区理事長 殿

土地改良事業受益地区内の下記農地について農地法規程第5条(第4条)による許可申請(届出)または、利用目的変更届を提出いたしたが、寺谷用水土地改良区農地転用取扱規程第3条の規程により下記事項について確約いたしますから意見書を交付願います。

### 記

1. 転用の目的および規模
2. 転用しようとする土地

市町村	大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)	土 地 所 有 者	
						住 所	氏 名
	合計						

### 3. 確 約 事 項

- (1) 農地転用の地域内に現存する農業用施設のうち廃止するものにあつては従来 of 効用を害しない範囲内において転用者が付帯工事を土地改良区の指示する期間内に施行する。転用後継続使用するものにあつては、寺谷用水土地改良区が維持管理するものとする。
  - (2) 転用農地の地域内又は之に隣接する農業用施設について、転用者の責に帰すべき毀損のときは転用者に於いて復旧する。
  - (3) 土地改良法第42条第1項による場合（除斥しない）は組合員としての権利義務は転用者が一切を承継する。
  - (4) 土地改良法第42条第2項の規程による必要な決済は組合員（又は転用者）が土地改良区の指示に従い下記のとおり履行する。
    - (イ) 必要な決済金 円  
内 訳 m<sup>2</sup> × ¥350 円 + ¥1,000円（事務手数料）
      - イ. 補助金返還相当額
      - ロ. 農林漁業資金等未償還債務額
      - ハ. 維持管理費、事務費等
    - 二. その他
  - (ロ) 期限（納入）意見書発行と同時
- (5) 転用者は工場より生ずる廃液等は、農地に被害を生じないように転用者に於いて措置する。
- (6) 転用者は建造物を附近農地に対して日照、通風等の被害を最小限に留めるよう配置する。
- (7) 転用者は農業用施設及び農地には汚物等を投入、流入しないこと。
- (8) 現に施行中の土地改良事業又は将来施行する土地改良事業に対しては、当該事業に支障を与えないように協力する。
- (9) 寺谷用水土地改良区の財産を使用する場合は、用排水に支障ないように施設するためあらかじめ寺谷用水土地改良区 of 他目的占用許可を受け、無断使用はしない。
- (10) 既に賦課された賦課金の未収金は、組合員が意見書交付までに完納する。

# 組合員資格得喪通知書

令和 年 月 日

転用組合員

住所 番地

氏名 ⑩

転用者

住所 番地

氏名 ⑩

寺谷用水土地改良区理事長 殿

下記により組合員資格が得喪しましたから土地改良事業受益地の農地転用取扱規程第5条の規程により通知します。

## 記

1. 資格得喪の原因及びその日付

令和 年 月 日農地法第5条（第4条）の規程により許可があった為

2. 資格得喪の対象となる土地

市町村	大字	字	地番	地目	地積 (㎡)	備考
	合計					

※ 隣接地に土地改良区受益地がある場合のみ必要

# 隣地承諾書

1. 転用農地の表示 磐田市

2. 転用目的・規模(m<sup>2</sup>) \_\_\_\_\_

3. 転用者住所・氏名 \_\_\_\_\_

上記農地の転用または利用目的変更をすることについて異議がないので  
これを承諾する。

令和 年 月 日

土地の所在	地番	土地所有者		印
		住所	氏名	